

# 記載例 (転勤等で特別徴収を継続するとき)

## 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、翌月の10日までに必ず提出してください。

使市用町欄 ( 4 年度 ) 両年度  
年度を記入してください

(宛先) 川越市長	(特別徴収義務者) 所在地 〒 350-0062 川越市元町 1-3-1	特別徴収義務者指定番号 97-029076
令和 4 年 10 月 28 日提出	フリガナ カブシキガイシャ カワゴエ	宛名番号 3
	氏名又は名称 株式会社 かわごえ	所属 経理課 給与係
	個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	担当者氏名 山田 花子
		連絡先電話 (049) 224-8811 内線 ( )

  

フリガナ スズキ イチロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000	(イ) 徴収済額 50,000	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 70,000	異動年月日 4 年 11 月 1 日	異動の事由 2 1. 退職・長欠 2. 死亡 3. 支払少額・不定期 4. 合併・解散 5. その他	異動後の未徴収税額の徴収方法 1 1. 特別徴収継続
氏名 鈴木 一郎 (旧姓)		6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで			2. 一括徴収
生年月日 昭和 41 年 4 月 5 日						3. 普通徴収 (本人納付)
個人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9						
受給者番号(任意) 1 2 3 4 5 6						
1 月 1 日現在の住所 川越市大手町 11-6						
異動後の住所 志木市本町 1-1-1						

異動届出書を市役所へ提出される日を記入してください。

異動された納税者名等を記入してください。婚姻等で姓が変更の場合は旧姓欄に記入してください。

異動された方の新住所を記入してください。

新勤務先で引き続き特別徴収を行うときは、新勤務先の所在地・名称等の必要事項を記入してください。

特別徴収を継続する新事業所で、すでに特別徴収の指定番号があれば記入してください。

特別徴収税額通知書に記載された個人の合計年税額を記入してください。

徴収していた月と月割額の合計額を記入してください。

特別徴収税額 (年税額) から徴収済額を差し引いた残額を記入してください。

この異動届出書について応答される新事業所の方の係・氏名・電話番号を記入してください。

税額通知書でお知らせした指定番号、宛名番号を記入してください。

記載内容について確認させていただく場合の連絡先を記入してください。

未徴収税額を特別徴収継続先で納入する場合は「1」と記入し、下の「特別徴収継続の場合」欄を記入してください。

新勤務先で何月分からいくら徴収するか記入してください。

1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者指定番号 97-123456 (新規)	法人番号 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	新しい勤務先では、月割額 10,000 円を 11 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入します。
	所在地 〒 104-0065 東京都千代田区西神田 3-3	所属 会計課 給与係	
	フリガナ カブシキガイシャ トウキョウ	担当者氏名 神田 次郎	受給者番号 (任意)
	氏名又は名称 株式会社 東京	連絡先電話 (03) 3333-3333	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 有から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 特別徴収継続の場合	1. 特別徴収税額通知書に記載された個人の合計年税額を記入してください。	2. 異動が令和5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため。	月 日	徴収済額 ( )	特別徴収税額 (年税額) から徴収済額を差し引いた残額を ( ) 分) で記入しなす。
--------------	--------------------------------------	------------------------------------	-----	----------	---

3. 普通徴収の場合	1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出がないため。	2. 令和5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため。	3. 死亡による退職であるため。
------------	-----------------------------------	--	------------------

【提出先】〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1 川越市役所 本庁舎2階 市民税課 市民税第一・第二担当 TEL (049) 224-5640 (直通)/FAX (049) 226-2540